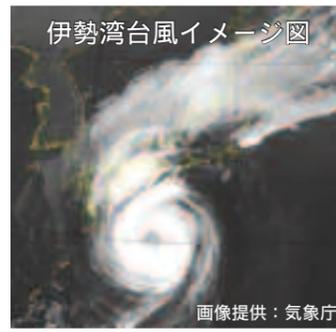


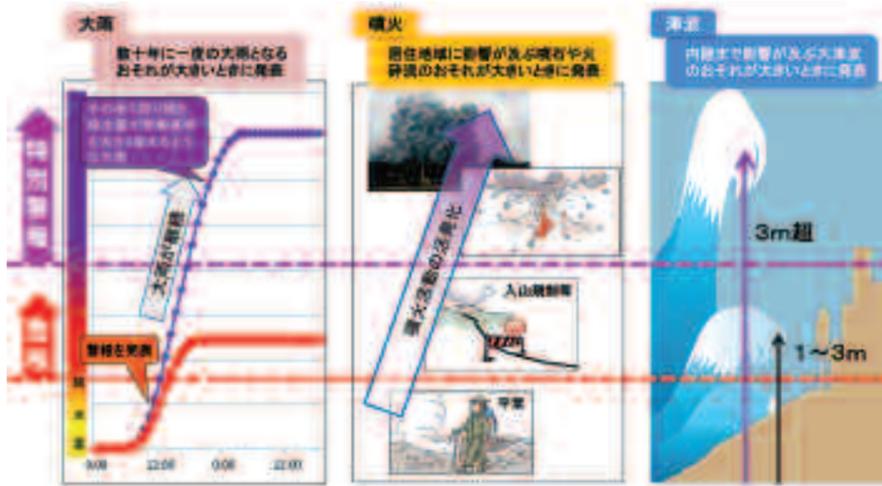
8月30日(金)0時より 特別警報 の運用が開始されます

問合せ先
市民課防災係 ☎ 364145

特別警報は、東日本大震災(平成23年3月11日)や、伊勢湾台風(昭和34年9月26日)の高潮、平成23年台風第12号(8月25日)の豪雨のような、警報の発表基準を超えてより甚だしい大津波や大雨等が予想され、重大な災害による危険性が高まっていることをお知らせし、特別な警戒を呼びかけるために発表されます。



特別警報のイメージ



※特別警報の詳細については気象庁ホームページで確認してください。

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

問合せ先 気象庁静岡地方気象台防災業務課
☎ 054-286-3521

特別警報が出た場合
数十年に一度しかないような非常に危険な状況です。屋外の状態や、避難指示・勧告等を確認し、避難所へ避難するか、屋内の比較的安全な場所にとどまるかなど、命を守るための判断・行動をしてください。

また、特別警報が発表されないからといって災害が発生しないということではありません。警報が発表されたときは十分な警戒が必要です。特別警報は、テレビやラジオ、同報無線などの様々な方法で伝えられます。発表されたら、ただちに命を守るために判断・行動してください。

快国航路 Vol.10

行政の目指すまちづくりは「全ての人が暮らしやすいまち」であり、これは住民全ての希望であると思います。全ての人の思い、その立場、価値観は多種多様ですが、完璧な対応は大変ですが、それぞれ具体的に対応するために、市役所内に担当各課を設置し、職員を選任して配置しています。

きました。国土交通省は防災まちづくりの指針として「平常時のまちづくりと非常時に対応するまちづくりの連携、ランドデザインを踏まえたソフトとハードのベストミックス」を掲げました。全ての人が暮らしやすいまちづくりとは防災対応に特化し過ぎるのではなく、今まで推進してきた多様な要素を重視しながら、これまでに上り防災対応を十分に織り込んでいくというものです。

これが行政の役割であり、優劣なく全てに対応することが必要です。しっかりとしたランドデザイン(将来像)とアクションプラン(行動計画)に基づいて行います。

ある有識者は「防災まちづくりとは、人々がそのまちをなんとしても守りたいと本気で思うような、守るに値する住み良いまちを作ることです。もちろん住み良いということの基本的には安心安全が確保されていること、そしてもう一つ、良いまちだからこそ地域の人の心が通じ合っていて、いざというときに助け合う体制があるということが大切で」と語っています。

東日本大震災の現状や南海トラフ地震の被害想定により、私達のまちは「防災」という大きな課題を持ちました。市民の生命・財産を守り、安心・安全のまちづくりを早急に推進しなければなりません。今までよりも大きな被害想定に対し、見直す必要が出て

官民一体となつて、自助・共助・公助の役割をしっかりと担い、「正しく恐れ、正しく備える」ための防災まちづくりを目指します。

静岡県における 津波対策施設の整備方針、整備目標

問合せ先 市民課防災係 ☎ 364145

対象とする津波

発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらすレベル1の津波

津波対策施設の整備(ハード対策)で対応

対策の目標

防潮堤等津波防御施設の整備を進め、平成25年度から平成34年度までの10年間で、レベル1の津波による人的被害を8割減少させることを目指します。



対策内容

- ◎津波を防ぐ施設高の確保
- ◎施設の質的強化

- ・液状化による施設の沈下等を防ぐ耐震性の確保
- ・津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造(耐浪性があり、洗掘されにくい構造)への改良

レベル1津波対策施設の整備完了による効果

- レベル1津波 → 津波による浸水被害は発生しない。
- レベル2津波 → 施設整備前に比べ、津波による浸水域や浸水深の減少などの減災効果が期待できる。

整備効果のイメージ図

